

## 日本染色体遺伝子検査学会 理事選挙規程

### 第 1 章 総則

第 1 条（目的） 本規程は、日本染色体遺伝子検査学会（以下「本会」という）の理事選挙を公正かつ円滑に実施するため、選挙権及び被選挙権の資格、選挙方法、日程、異議申立てその他必要事項を定めることを目的とする。

第 2 条（選挙管理） 本会は、理事選挙の実施にあたり、選挙管理委員会（以下「選管」という）を設置する。選管は、選挙の告示、候補者受付、投票、開票、結果公示、異議申立ての処理を行う。選管は委員長 1 名及び委員 2 名以上で構成し、現任理事の過半数と兼務しない者から理事会が指名する。選管委員は当該選挙における候補者となることはできない。

### 第 2 章 役員構成及び任期

第 3 条（役員構成） 本会に次の役員を置く。理事長 1 名、理事 10 名（同数票の場合、10 名を超えることがある）、監事 2 名。理事会の決定により、顧問及び相談役を若干名置くことができる。

第 4 条（任期） 役員任期は、選挙年の 10 月 1 日から任期満了年の 9 月 30 日までの 4 年間とし、再任を妨げない。

### 第 3 章 選挙権及び被選挙権

第 5 条（選挙権） 正会員は選挙権を有する。ただし、選挙基準日（告示前月末）において会費未納の者は選挙権を行使することができない。

第 6 条（被選挙権） 被選挙権は、自薦又は他薦により候補者として届け出がなされた正会員が有する。他薦の場合、候補者本人の同意書を添付しなければならない。候補者は、会費を完納し、懲戒処分中でないことを要する。候補者は、利益相反について簡易申告を行うものとする。自薦の場合は候補者届出書（様式 1）、他薦の場合は推薦書（様式 2）を提出しなければならない。

### 第 4 章 選挙の実施

第 7 条（選挙方法） 理事は、正会員で構成される候補者名簿の中から正会員の投票により選出する。投票は 10 名までとする。投票方法は、学会バンクのオンライン投票システムを使用する。理事長枠により、理事長は数名の理事を直接選出することができる（会則第 11 条）。

第 8 条（選挙日程） 提名（候補者推薦）期間は告示日から起算して 2 週間とする。投票期間は提名締切日の 1 週間後から起算して 2 週間とする。開票及び結果公示は、投票締切後原則 3 日以内に行う。

第 9 条（同数票の取扱い） 理事の定数を超える同数票が生じた場合、同数者全員を当選とする。

第 10 条（理事長及び監事の選出） 理事長は、理事の互選により選出する。監事は、正会員の中から理事会において選出する。

第 11 条（異議申立て） 選挙結果の公示後 7 日以内に異議申立てを行うことができる。選管は、申立て受理後 14 日以内に審査し、必要に応じて再集計又は再選挙を行う。

## 第 5 章 附則

第 12 条（告示及び様式） 選管は、選挙告示及び候補者届出書、推薦書、利益相反申告欄を含む様式を定め、学会ウェブサイトに掲載する。

第 13 条（記録の保存） 選挙に関する記録は、監査可能な状態で 4 年間保存する。

第 14 条（改廃） 本規程の改正又は廃止は、理事会の議決を経て行う。

本規程は 2026 年 2 月 13 日より施行する

以上